入　札　公　告

一般競争入札について、地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和８年１１月６日

群馬県警察本部長　　丸山　潤

１　入札に付する事項

（１）入札件名　前橋、前橋東、高崎、伊勢崎及び太田警察署管内放置車両確認事務委託

（２）業務内容　仕様書のとおり

（３）委託期間　令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

（４）履行場所　前橋、前橋東、高崎、伊勢崎及び太田警察署管内

２　入札参加要件

群馬県財務規則（平成３年群馬県規則第１８号。以下「規則」いう。）第１７０条の２第３項の規定により作成された令和８・９年度物件等購入契約資格者名簿に登載された者のうち、次に掲げる条件を満たしているものであること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）入札公告の日から入札日までの間において、規則第１７０条第２項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

（３）この入札日において県から指名停止を受けていない者であること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者（手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（５）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

（６）入札参加申込み時において、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第５１条の８第１項の規定に基づく群馬県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第５１条の９に基づく群馬県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。

（７）現に、法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していないこと。

（８）政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

（９）純資産１，０００万円以上の株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社、正味財産１，０００万円以上の公益法人又はこれらに準ずるものであること。

(10) 法人向けサービスの業歴が３年以上であり、過去３年以内において当該業務に関して刑に処せられたことがないこと。

(11) 入札参加資格確認時において道路交通法第５１条の１３第１項に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けた者を９名以上雇用していること。

３　入札手続に関する事項

（１）担当部局

〒３７１－８５８０　群馬県前橋市大手町一丁目１番１号

群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係　電話０２７－２４３－０１１０　内線２２１４～２２１６

（２）入札説明書の交付期間及び場所

ア　交付期間　令和８年１１月６日から令和８年１１月１９日までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時の間を除く。）とする。

イ　交付場所　前記（１）の場所において交付する。

（３）入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を添付した入札参加資格確認申請書を、次の要領で提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア　提出期間　令和８年１１月６日から令和８年１１月１９日までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時の間を除く。）とする。

イ　提出場所　前記（１）に同じ。

ウ　提出方法　持参又は郵送による。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、前記アの提出期限までに前記（１）の場所に必着のこと。また、封筒に「前橋、前橋東、高崎、伊勢崎及び太田警察署管内放置車両確認事務委託入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

（４）入札の日時及び場所等

ア　日時　令和８年１２月１日午前１１時００分　入札　即時開札

イ　場所　群馬県前橋市大手町一丁目１番１号　群馬県警察本部地下１階入札室

（５）入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、直接持参とし、郵便及びＦＡＸ等は認めない。

４　その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金　免除

（３）入札の無効　この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第１７６条各号に掲げる入札は無効とする。

（４）入札及び契約書作成等に係る一切の費用は、入札者の負担とする。

（５）契約書作成の要否　要

（６）落札者の決定方法　規則第１６９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（７）その他　詳細は、入札説明書による。